

支部評議員資格統一規定

区分	項 目	支部評議員資格統一規定		
1	医師免許取得歴	7年以上		
2	学会々員歴	7年以上		
3	要保有資格	本学会の専門医であること ただし、専門が病理学である場合は、日本病理学会の専門医をもって代えうるものとする		
4	経 験	消化器内視鏡に関して十分な経験と指導力を有すること		
5	業 績 等	1)	論 文	原則として、本学会の学術誌（Gastroenterological Endoscopy、Digestive Endoscopy、DEN Open）またはProgress of Digestive Endoscopy、Endoscopic Forum for Digestive Diseaseを含む医学中央雑誌、Pubmedに掲載されている学術誌に、消化器内視鏡に関する論文を発表（筆頭者または共著者）していること
		2)	講 演	本学会総会または支部例会において、消化器内視鏡に関する研究成果を継続的に発表し、かつ、原則として、最近5年以内に次の条件のいずれかを満たしていること ①本学会総会または支部例会において、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、特別講演、等（いずれも演者5名以内）に演者として参加していること ②本学会総会または支部例会、学会セミナーもしくは支部セミナーにおいて、講師、司会もしくは座長を務めていること
		3)	そ の 他	上記1)または2)①のいずれか一つが筆頭者であること
6	特例措置等	1)	※選出基準に満たない候補者については、支部会則に特別推薦支部評議員の条文を設け、若干名の範囲内で対応する。	